

国外で作製された歯科技工物に係る意見書

国民に不可欠の歯科医療の分野で、国外で作製された歯科技工物の使用が散見されるようになってきている。現在、日本の歯科技工は、厳しい施設基準や厳格な資格制度、薬事法に基づく使用材料により運営されているが、それは、歯科医師や歯科技工士が、国民に責任を持って歯科医療を提供するという医療責任にのっとなっているためである。しかし、国外で作製された歯科技工物は、日本のような技工所の施設基準も、技工士の資格も、使用材料も全く問われていない。現在、国外で作製された歯科技工物は、医療品としてではなく、いわば雑貨扱いとして輸入されており、質や安全性において何のチェックも行われていないため、それが患者の体内に装着される危険性は計り知れない。

厚生労働省は、国外で作製された歯科技工物の取扱いについて、2005年（平成17年）9月に歯科保険課長通知（医政歯発第0908001号）を出したが、内容は国外で作製された歯科技工物に係るすべての責任を歯科医師にゆだねるもので、国としてのチェック体制も含め責任を明確にしていない。

日本国内の規格を無視した使用材料で安価に作成された技工物が多く流入すれば、日本の歯科医療の安全性が根底から覆され、国民の健康被害も計り知れない。そして、何より、日本の国内技工所の経営が圧迫され、壊滅的な打撃を受けるため、日本国内で歯科医療を完結する体制の確保さえ困難になる。歯科技工は国民の健康を支える重要な医療の一環であり、国が責任を持って国内技工を守る必要がある。

よって、本市議会は政府に対し、下記の事項を強く要望する。

記

- 1 厚生労働省歯科保険課長通知は撤回すること。
- 2 歯科医療は国民の健康に必要不可欠なものであり、日本の国内で完結できる体制を確保すること。
- 3 当面の緊急対策として、国外で作製された歯科技工物の取り扱いは国内歯科技工士法に則したものとする旨を諸外国に通知すること。
- 4 当面の緊急対策として、国外で作製された歯科技工物を薬事法対象の医療品扱いとすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年9月28日

吹田市議会

吹田市議会 厚生労働省歯科保険課長通知は撤回すること

国民に不可欠の歯科医療の分野で、国外で作製された歯科技工物の使用が散見されるようになってきている。

現在、日本の歯科技工は、厳しい施設基準や厳格な資格制度、薬事法に基づく使用材料により運営されているが、それは、歯科医師や歯科技工士が、国民に責任を持って歯科医療を提供するという医療責任にのっとなっているためである。しかし、国外で作製された歯科技工物は、日本のような技工所の施設基準も、技工士の資格も、使用材料も全く問われていない。

現在、国外で作製された歯科技工物は、医療品としてではなく、いわば雑貨扱いとして輸入されており、質や安全性において何のチェックも行われていないため、それが患者の体内に装着される危険性は計り知れない。

厚生労働省は、国外で作製された歯科技工物の取扱いについて、2005年（平成17年）9月に歯科保険課長通知（医政歯発第0908001号）を出したが、内容は国外で作製された歯科技工物に係るすべての責任を歯科医師にゆだねるもので、国としてのチェック体制も含め責任を明確にしていない。

日本国内の規格を無視した使用材料で安価に作成された技工物が多く流入すれば、日本の歯科医療の安全性が根底から覆され、国民の健康被害も計り知れない。

そして、何より、日本の国内技工所の経営が圧迫され、壊滅的な打撃を受けるため、日本国内で歯科医療を完結する体制の確保さえ困難になる。歯科技工は国民の健康を支える重要な医療の一環であり、国が責任を持って国内技工を守る必要がある。

よって、本市議会は政府に対し、下記の事項を強く要望する。

記

- 1 厚生労働省歯科保険課長通知は撤回すること。
- 2 歯科医療は国民の健康に必要不可欠なものであり、日本の国内で完結できる体制を確保すること。
- 3 当面の緊急対策として、国外で作製された歯科技工物の取り扱いは国内歯科技工士法に則したものとする旨を諸外国に通知すること。
- 4 当面の緊急対策として、国外で作製された歯科技工物を薬事法対象の医療品扱いとすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年9月28日

吹 田 市 議 会